

Q15 教育相談室の役割と整備のポイントは何か。

学校における教育相談は「いつでも、どこでも、だれでも」の考え方が基本であり、教育相談を進める場や機会を選ばないのが原則です。しかし、組織的に教育相談を行うためには相談室の活用も非常に重要なポイントです。

1 教育相談室の役割

(1) 児童生徒の個人面接、または集団面接を行う。

自発的に来談したり、学級担任などから依頼を受けたりした児童生徒について、個別に面接をしたり、教育相談計画にしたがって集団面接を行ったりする。

(2) 教員や保護者の相談に応じる。

学業や進路等にかかわる指導等について教員に助言したり、必要に応じて保護者に対する助言をしたりして、家庭で親子間の話し合い等ができるようにする。

(3) 検査や調査を行う。

心理検査や学校生活に関する調査などを実施する。また、検査や調査の年間実施計画を立案・実施し、日常の生徒指導に生かせるようにする。

(4) 教育相談に関する面接・観察記録を作成し、保管する。

教育相談の内容は、記録用紙に事実をありのままに記述し、相談担当者の所見は事実とは区別して書く。記録は秘密保持に十分留意して適切に保管する。

2 教育相談室の活用のポイント

(1) 教育相談室の構え

- 全教職員やスクールカウンセラー等相談員の共通理解と協力のもとに活用すること
- 相談室登校の児童生徒の対応については、教育相談委員会の支援方針にそって行う。
- 相談室の機能を明確にし、活用の約束を定めて、適切な運用を推進する。
- 相談室を閉めておくことは望ましくない。相談員の勤務以外の日は、校内で職員が対応できるよう、教育相談担当者が中心になり配置する。
教育相談室の効果的な利用の計画について、全教職員の共通理解していること。
- 相談員の出勤日・施錠・室内管理・相談の記録と保管・学校への報告などについて取り決める。
- 児童生徒の面接時間・来室人数・保護者の面接などについて計画を立てる。
児童生徒や保護者が気軽に相談できるように、教育相談の考え方や「教育相談室の利用方法」など、必要事項をあらかじめ児童生徒や保護者に知らせること。
教育相談室が明るく和やかな雰囲気になるよう工夫すること。
秘密を保持し、相談内容が外部に漏れたり、学業上の不利益が生じたりすることがないよう周知徹底をすること。

(2) 教育相談室の環境整備

管理的・訓育的なイメージをもたせず、ゆとりのある和やかな雰囲気のある部屋になるよう工夫する。



< 位置 >

- ・児童生徒の出入りが容易であり、プライバシーを守るためにもその出入りを多くの他の児童生徒から見られない場所であることが大切である。できれば校舎内外に出入り口があるのが望ましい。
- ・他の教員との連携が容易にできるよう職員室になるべく近い場所であることが望ましい。

< 利用方法 >

- ・「話し合いのできる場所」「作業のできる場所」「学習のできる場所」「休息のできる場所」など、目的に合わせて使えるように仕切りをつける。

< 教室の備品 >

面接用の机と腰掛け 畳（カーペット） 鏡 室内装飾 花瓶 黒板
掲示板 連絡板 相談箱 戸棚 時計 ラジカセ 辞書
小道具（色紙、粘土、画用紙、のりはさみ等）

< 環境 >

- ・カーテンやついたてなどを優しい色にし、壁も明るく落ち着いた雰囲気のもの好ましい
- ・来談者が安心して、自分の悩みや問題を話せるような静かな部屋であること
- ・第三者が出入りしたり、外部からのぞき見されたりする心配がないこと

(3)教育相談室の広報活動

< 児童生徒への広報活動 >

教育相談室設置の趣旨や場所、相談者の名前等を、親しみやすさを強調したポスターや案内板などを作成し、校内の目のつきやすい場所を選んで掲示する。

集会や授業の時間に、教育相談担当の教員や相談員を紹介し、相談室設置の趣旨を説明するなどして利用を呼びかける。

全校児童生徒や新入児童生徒を対象に、パンフレット等を作成して配付したり、生徒手帳等に記載したりする。

< 保護者への広報活動 >

新入生説明会や入学式において、学校に教育相談室があることや、その役割について説明する。また、教育相談主任を紹介し、相談の申し込み手順について説明する。

保護者会や地区懇談会などの会合の場で、教育相談室の役割やその機能を詳しく紹介し、保護者の理解と協力を得る。

P T Aとの共催で講師を招いての講演会や研修会等を行い、共に学び合う中で、教育相談の重要性を啓発する。

学校やP T Aから発行している学年・学校だより、P T A新聞等に教育相談室の案内や利用状況等を掲載する。

